

愛川町立中津小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

私たちの学校では、楽しく安心して学校生活を送るために、児童、教職員、保護者、地域の方々などが、それぞれの立場で「いじめを行ってはならない」との意識を全員が持ち続けます。

いじめは、人の心や体を深く傷つけます。いじめは、「楽しく安心して学校生活を送りたい」というみんなの願いを奪います。だから、絶対に許されないことです。

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題の特徴を十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組めます。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組まなければなりません。そこで、常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係作りを進めていきます。

2 学校の具体的な取組

(1) 年間計画

時 期	内 容	担当・関係者
1 学期	○校内いじめ対策推進委員会①（学校運営会議） ・基本方針作成・年間計画作成 ・いじめの対応検討	校長・教頭・総括教諭 児童指導担当
	○校内いじめ防止全体委員会 （児童指導・支援全体会） ・基本方針の確認・年間計画の確認 ・いじめの対応周知	全職員
	○小中高連携会議 ・外部機関との連携 ・中学校区の情報交換	児童指導担当・教育相談 CO・SC・SSW・警察
	○ふれあい委員会「ふれあい遊び」（縦割り）	ふれあい委員会担当
	○Y-P アセスメント	担任
	○中津っ子相談ウィーク（児童対象）	担任・児童指導担当・ 教育相談CO

	○ ケータイ安全教室	情報教育担当・担任
	○いじめ対策研修会 ・ Y-P活用研修 ・ Y-P指導プログラム	全教職員 教育相談 CO
2学期	○校内いじめ対策推進委員会②（学校運営会議） ・1学期の対応について ・いじめの対応再検討	校長・教頭・総括教諭 児童指導担当
	○ Y-Pのアセスメントをもとにエンカウンター実施	担任 教育相談CO
	○中津っ子相談ウィーク（児童対象）	担任・児童指導担当・教育相談CO
	○中学校区連絡会	担任
	○ ふれあい委員会「ふれあい遊び」（縦割り）	ふれあい委員会担当
	○ 人権教育週間	全職員
3学期	○校内いじめ対策推進委員会③（学校運営会議） ・基本方針の見直し計画作成 ・年間の活動の反省	校長・教頭・総括教諭 児童指導担当
	○校内いじめ防止全体委員会 （児童指導・支援全体会） ・基本方針の見直し ・年間の活動の反省	児童指導担当・担任
	○ ふれあい委員会「ふれあい遊び」（縦割り）	ふれあい委員会担当
年間を通しての取組	○日常点検組織 ・ いじめに関する相談・通報への対応 ・ アンケートによる情報収集、いじめの判断 ・ いじめ事案・問題の対応協議と経過報告 ○定例支援会議及び職員会議の場で気になる児童等の情報交換	全職員 校長・教頭・総括教諭 児童指導担当・教育相談CO・学習室担当・日本語指導教室担当

【未然防止＝青文字 早期発見＝赤文字 その他（取組点検・評価などの機会＝黒）】

※CO コーディネーター SC スクールカウンセラー
SSW スクールソーシャルワーカー

(2) いじめ防止等の対策のための組織

①「校内いじめ対策推進委員会」年3回（法22条）：学校運営会議の場

《構成員》 校長、教頭、総括教諭、児童指導担当

《内容》

- 学校いじめ防止基本方針・年間計画の計画立案・検証を行います。
- 「校内いじめ防止全体委員会」を運営します。
- いじめ対応についての共通理解を図ります。
- アンケートの集約結果を元に、情報収集やいじめの判断を行います。

②「定例支援会議」定期的に開催

《構成員》 校長、教頭、児童支援担当、児童指導担当、養護教諭、学習室担当
日本語指導教室担当

《内容》

- いじめ事案の対応協議・ケース会議の設定や経過報告を行います。
- 支援を必要とする児童についての報告、対応の検討をします。

③「日常点検組織」：月1回：職員会議の場

《構成員》 全職員

《内容》

- いじめに関する相談・通報に対応します。
- アンケートによる情報収集やいじめの判断を行います。
- いじめ事案の対応協議や経過報告を行います。

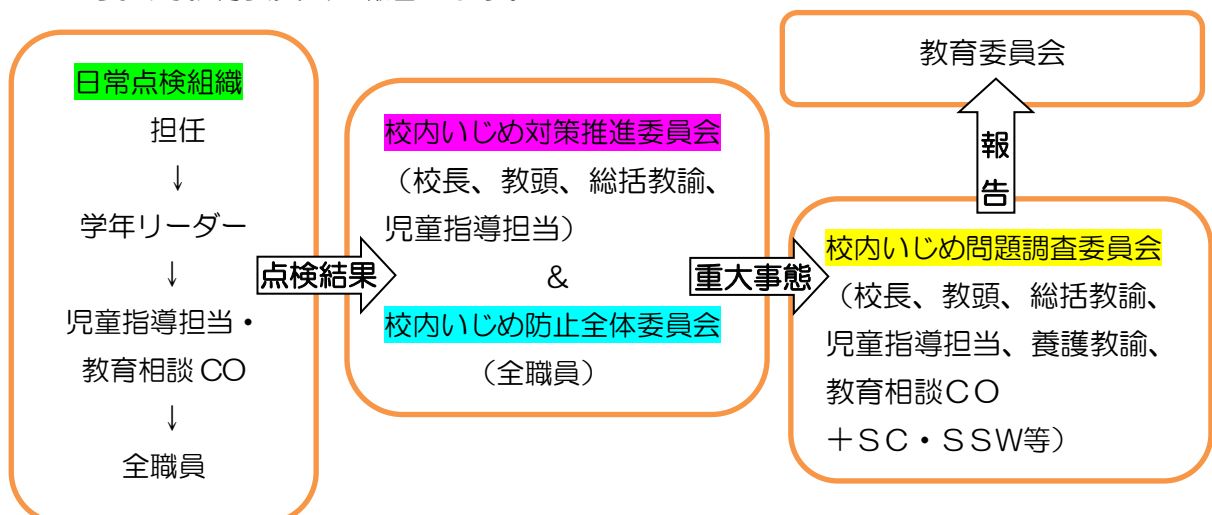
④「校内いじめ問題調査委員会」：重大事態に対応（重大事態発生時 法28条）

《構成員》 校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、養護教諭、教育相談CO

※SC・SSW等の構成員は、事案内容によって校長が任命

《内容》

- 重大事態と思われるいじめ事案の調査を行います。
- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供や説明を行います。
- 愛川町教育委員会に報告します。



(3) いじめの未然防止

- 児童相互と教職員の間で日頃から信頼関係を築きます。
- 全ての教育活動を通して道徳教育、人権教育、情報モラル教育を実践し、道徳心と心の通うコミュニケーション能力を育みます。
- 全ての教職員がいじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- 自己肯定感を高める学校行事、体験活動、野外活動、ボランティア活動などの取組を推進していきます。
- 仲間づくりを積極的に行い、「いじめをゆるさない」人間関係を構築するための児童会活動を支援します。
- 学校HP、学校・学年便り等による家庭との信頼関係構築、あいさつ、登下校マナー向上、地域行事への積極的な参加など、家庭・地域と連携し、多くの大人の目で児童を見守る体制づくりに努めます。
- どの児童にもわかるように、ユニバーサルデザインの授業づくりに努めます。
- 情報機器を使った授業で、インターネットやスマートフォン等の危険性やモラルについて指導します。
- YーP（横浜プログラム）アセスメントなど学級集団のアセスメントを通して学級集団を分析し、必要なプログラムを実施します。
- 相談関係機関等と日常的に情報交換や相談等で連絡を取り合って適切なアドバイスを教育活動に生かします。

(4) いじめの早期発見・早期対応のあり方

①教職員の意識向上

- いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうるものであるという認識に立ち、児童の小さな変化を見逃さないよう丁寧な観察を継続します。

②早期発見のための手段

- 生活アンケート等を活用し、児童の気持ちを聞き取ります。
- 教育相談週間を設定し、児童全員との個人面談を行い、情報を収集します。
- いたずら（いじめの予兆）があったら即対応し、原因を明らかにできるよう努めます。
- いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知します。
- 家庭訪問や教育相談の場を活用し、児童の小さな変化についての情報収集に努めます。

③早期対応のための手段

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込まず、24時間以内にチーム体制で事実確認を始めます。
- 本人や周辺児童からの聞き取り、被害について、5W1H（いつ・どこで・誰が・

誰と・なにを・どのようにの情報を的確に把握し、迅速に初期対応します。

○いじめの対応策を協議した上で、的確な役割分担を行い、全職員で一致団結して問題の解決にあたります。

○いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている児童にも毅然とした態度で指導にあたります。

○必要に応じて、スクールカウンセラー、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携を図ります。

(5) いじめに対する措置

○いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童および保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、愛川町教育委員会及び警察と連携して対処します。

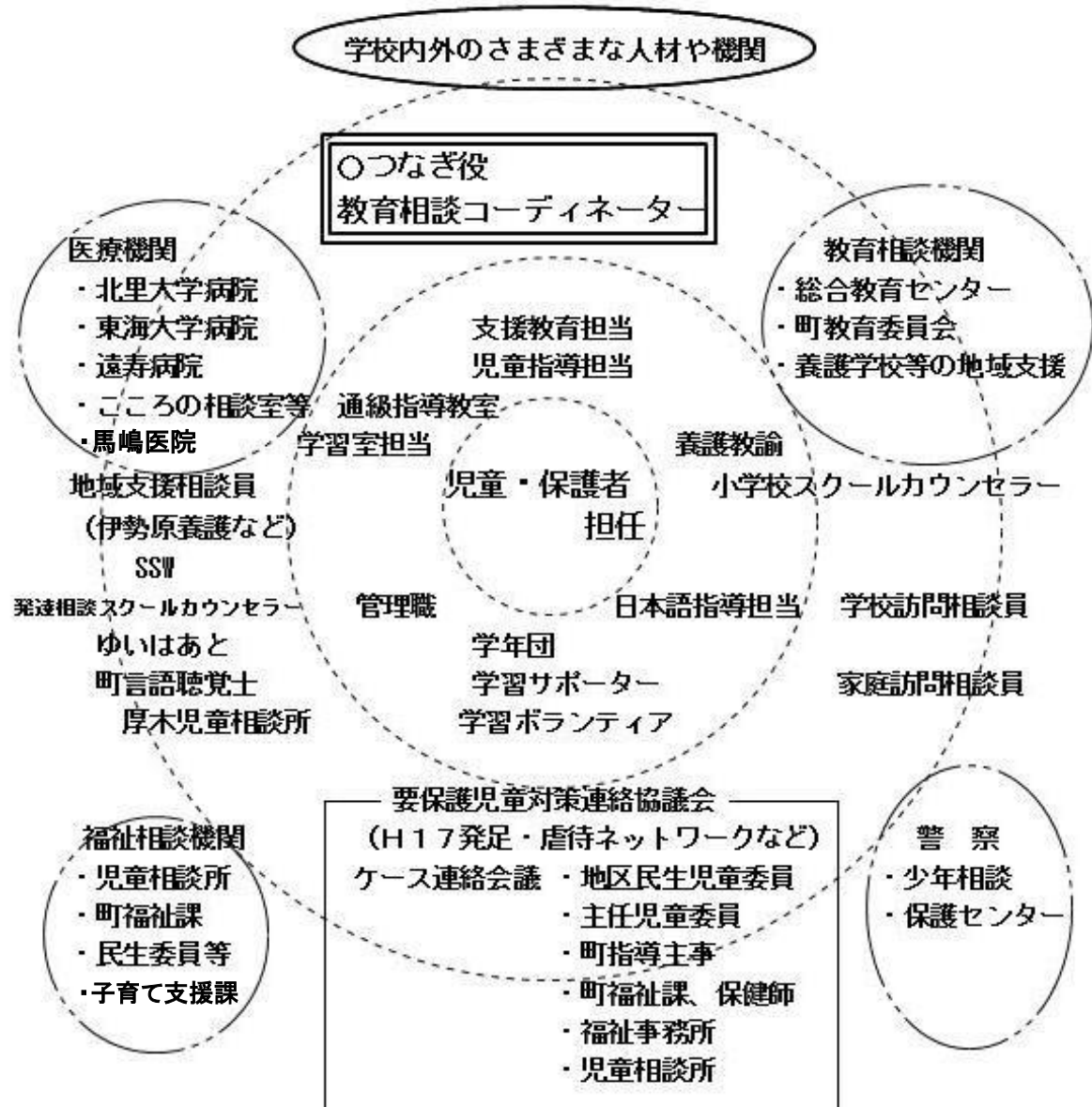
3 重大事態への対処

○「重大事態」が発生したと思われる場合は、「**校内いじめ問題調査委員会**」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。その後、愛川町教育委員会へ報告します。また、内容に応じて愛川町教育委員会と連携を図り対処します。

○外部機関との連携

いじめの問題に対応するために、必要に応じて教育相談コーディネーターがつなぎ役となり、下記の外部機関等と連携していきます。

中津小学校教育相談ネットワーク



(令和7年 4月)